

# オーストラリアの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

オーストラリア連邦（英語では「Commonwealth of Australia」。以下「オーストラリア」という）は、オーストラリア大陸、タスマニア島及びその他の島からなる連邦立憲君主制国家である。国土の広さは、世界第6位である。エリザベス女王が英国女王とオーストラリア女王を兼ねており、オーストラリア国家元首とされるが、形式的な権限しかない（実際には、総督が女王の代行を務めている）。首都はキャンベラ、公用語は英語、通貨はオーストラリア・ドルである。オーストラリア国民の約80%は白人系、約12%はアジア系、約2%が原住民（アボリジニ）系という構成となっている。

オーストラリア大陸には、もともとは原住民（アボリジニ）が居住していたが、1770年に英國人探検家クックがシドニーのボタニー湾から上陸し、英國による領有を宣言した。1788年に英國から移民団（流刑囚を含む）が到着し、フィリップ海軍大佐が初代総督に就任した。1851年に金鉱が発見された後はゴールドラッシュが起こり、移民が急増したが、白人の利益を優先し有色人種の移民を制限する「白豪主義」に基づく政策が採られるようになった。1901年には6州によるオーストラリア連邦が成立した。その後、1942年には、ウェストミンスター憲章の批准により、英國議会のオーストラリアに関する立法権が制限され、さらに1986年には、オーストラリア法の制定により、英國枢密院の上訴管轄権が否定された。白豪主義に基づく政策は、1970年代に順次廃止され、現在は、多民族・多文化社会を目指されている<sup>2</sup>。

オーストラリアは、長く英國の植民地であったことから、英國法<sup>3</sup>の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許法、意匠法、商標法、著作権法等）は全て成文法で規定されている。即ち、オーストラリアが判例法主義の法体系を採用しているといつても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、オーストラリアが英國から独立した司法権を有するようになった後は、英國の裁判所の判決は、オーストラ

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるオーストラリアの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2020年版』（二宮書店、2020年）458頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018年）232頁等を参照した。

<sup>3</sup> 本稿において「英國法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

リアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

オーストラリアは連邦制の国家であり、オーストラリアの法制度は、連邦・各州の判例及び制定法から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

オーストラリアは、石炭、鉄鉱石、原油、天然ガス等の鉱物資源が豊富であるほか、小麦、果実、牛肉等の生産量も多い。また、金融、保険、通信等のサービス産業も発達しており、リーマンショック以降は、概ね、堅調な経済成長率を維持している。オーストラリアは、日本等とともに、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP)の締約国でもある。

日本企業のオーストラリア進出やオーストラリア企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がオーストラリアにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、オーストラリアの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、オーストラリアの知的財産法制度の概要を紹介することとした<sup>4</sup>。

## II 知的財産法全般

一般に、オーストラリアの法制度は、連邦法と州法から構成されるが、知的財産法の分野に関しては、連邦法が中心的役割を果たす。連邦法としては、特許法、意匠法、商標法、著作権法、植物育種者権利法、回路配置法等がある。また、判例法主義を探るオーストラリアでは、連邦裁判所及び州裁判所の判例も、重要な役割を果たす。オーストラリアが、英国法の影響により、判例法主義の国であるといっても、知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている（但し、オーストラリアは、英國法由来の各知的財産法について、オーストラリア独自の変更を多数加えている）。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

オーストラリアの知的財産法制度の中心的機関である「オーストラリア知的財産庁」(IP Australia)<sup>5</sup>は、特許、意匠及び商標の審査等の知的財産権に関する各種サービス等を行う政府機関である。オーストラリア知的財産庁は、首都キャンベラに所在する。なお、著作権を管轄する政府機関は、従来はオーストラリア知的財産庁であったが、2015年に「通信及び芸術省」(Department of Communications and the Arts)<sup>6</sup>に移管された。

<sup>4</sup> 本稿の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「オーストラリア」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」等を参考した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>

<sup>5</sup> <https://www.ipaustralia.gov.au/>

<sup>6</sup> <https://www.communications.gov.au/what-we-do/copyright>

オーストラリアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、特許法条約（PLT）、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、商標法に関するシンガポール条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約等である。

### III 特許

#### 1 概要

オーストラリアの特許法においては、2種類の特許が存在してきた。即ち、「標準特許」（Standard Patent）と「イノベーション特許」（Innovation Patent）である。本稿においては、まず「標準特許」について一通り概要を説明し、その後、「イノベーション特許」について、「標準特許」との違いを中心にして述べることとする（以下、「標準特許」のことを、原則として、「特許」と称する）。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、例えば、「人間及びその生成のための生物学的方法」等がある。

#### 2 出願

オーストラリア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、オーストラリア国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、オーストラリア国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、英語である。

出願書類がオーストラリア知的財産庁に提出されると、方式的要件及び実体的要件の審査が行われる。方式的要件を満たしていると判断された場合、出願日又は優先日から18か月経過後、出願内容が公開される。出願公開された後は、補償金請求権が発生する。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、一定の期間内に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

なお、2017年改正法により、オーストラリアの特許弁護士とニュージーランドの特許弁護士がお互いに相手国において登録して業務ができるようにし、オーストラリアとニュージーランドの知的財産庁の間で情報開示や手続きの共通化が図られた。

#### 3 審査

出願人は、出願日から5年以内と長官からの指令日から2か月以内のいずれか早い日ま

で、審査請求を行わなければならない。

実体審査において、審査官は、①新規性、②進歩性、③有用性、④単一性、⑤明確性等の特許要件を満たしているか否かについて審査する。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日又は優先日前に、世界のいずれかの場所において、発明の内容が、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできない。また、出願日又は優先日よりも前に出願された先願の内容と同一の後願は、特許を受けることができない。但し、新規性喪失の例外が認められる場合として、①博覧会での展示日から 6 か月以内に出願をした場合、②学術団体での発表日又は出版日から 6 か月以内に出願をした場合、③試験を目的とする実施日から 12 か月以内に出願をした場合、④特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公表された日から 12 か月以内に出願をした場合がある。

進歩性については、2013 年特許法改正により、世界のあらゆる先行技術情報が考慮されることになり、進歩性の要件を満たすためのハードルが高くなった。

有用性については、2013 年特許法改正により、出願された発明に関し、「特定の、実質的な、信頼性のある用途」を開示することが必要となり、有用性の要件を満たすためのハードルが高くなった。

審査官が実体審査を行った後、特許要件を満たしていないと判断した場合、「最初の審査報告」(First Examination Report) が発行される。最初の審査報告の発行日から 12 か月以内 (Acceptance Period) に、明細書の提出や意見書の提出等により拒絶理由を解消して特許付与を受けることができなかった場合、特許出願は効力を失う。

なお、2014 年 1 月 6 日から、グローバル特許審査ハイウェイ試行プログラム (GPPH) を利用することにより、オーストラリア知的財産庁に特許審査ハイウェイの申請をすることが可能となった。これにより、例えば、一定の要件を満たす日本での特許出願の出願人は、所定の書類及び費用をオーストラリア知的財産庁に提出・納付することにより、GPPH に参加しているいずれかの特許庁の審査結果に基づいてオーストラリア知的財産庁での優先審査を受けることができる<sup>7</sup>。

特許付与公告日から 3 か月以内に、誰でも異議申立てをすることができる。異議申立てに対する審査は、書面審査のみの場合と、書面審査及び口頭審理による場合とがある。異議申立てに係る決定に対しては、オーストラリア連邦裁判所に上訴することができる。

#### 4 登録

特許要件を満たすと判断された出願に対しては、許可通知 (Notice of Acceptance) が発行される。出願人が所定の料金を支払い、特許原簿に登録されることにより、特許権が発生

7

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/australia\\_ipaustralia\\_ja.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/australia_ipaustralia_ja.pdf)

する。

特許の有効期間は、出願日から 20 年である。但し、医薬品又はその製造方法に係る特許については、5 年間の延長が認められ、最長で 25 年となる。

特許権の設定登録後、特許の有効性につき、オーストラリア連邦裁判所に対し、特許権無効訴訟を提起することができる。

特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡、実施許諾等を行うことができる。

また、特許権者が特許権登録後、当該特許権を実施していないときは、強制実施権の対象となる。

## 5 侵害

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、オーストラリア国内で、特許実施行為（発明にかかる製品の製造、輸入、使用又は販売等する行為）を行った者は、特許権侵害の責任を負わなければならない。

特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

特許権侵害訴訟は、侵害地の連邦裁判所又は州上級裁判所が管轄する。

訴訟時効は、侵害行為時から 6 年である。

特許権行使するにあたり、特許番号等を表示する必要は無い。

特許権侵害判断にあたっては、オール・エレメント・ルールが採用されている。

## 6 イノベーション特許

「イノベーション特許」とは、産業分野に多大な貢献をもたらす技術の進歩を保護するものである。イノベーション特許のクレームは、5 つまでという制限がある。

イノベーション特許の出願内容は、公開されない。

イノベーション特許の出願が行われると、方式的要件を満たしているか否かについてのみ、審査が行われる。方式的要件を満たしていると判断されると、イノベーション特許の登録が認められる。

イノベーション特許の出願に対して実体的要件の審査は行われないが、登録後の異議申立て又は特許権無効訴訟の提起が可能である。

登録を受けたイノベーション特許を被疑侵害者に対して行使しようとする場合には、実体的審査及び認証を受ける必要がある。イノベーション特許の実体的審査は、特許権者又は第三者（特許の有効性若しくは侵害の成否について利害関係を有する者）の請求又は長官の職権により、開始される。

イノベーション特許の有効期間は、出願日から 8 年間である。

なお、オーストラリア知的財産庁は、イノベーション特許を段階的に廃止する方向で検討している。即ち、①イノベーション特許の新たな出願は、2021 年 8 月 25 日を最終日とす

ること、②2021年8月25日までに出願されたイノベーション特許は、有効期間が満了するまで有効なものとして取り扱うこととされている<sup>8</sup>。

## IV 意匠

### 1 要件

「意匠法」によると、意匠とは、「製品に関連して、その製品の一つ又は複数の視覚的特徴からもたらされる製品の全体的な外観」をいう。意匠には、平面的なもの及び立体的なものが含まれる。

意匠の不登録事由には、①意匠の保護対象ではない場合、②新規性又は識別性の要件を満たさない場合、③公序良俗に反する場合がある。

なお、オーストラリアでは、組物意匠制度が採用されている。関連意匠制度、秘密意匠制度は採用されていない。

### 2 出願

オーストラリア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、オーストラリア国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、オーストラリア国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、英語である。

オーストラリアでは、出願公開制度は採用されていない。但し、出願人は、出願日又は優先日から6か月以内に、公開請求又は登録請求を行う必要がある。もしいずれの請求も行わない場合は、出願は効力を失う。

### 3 方式審査

意匠の出願が行われると、方式的要件を満たしているか否かについてのみ、審査が行われる。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、2か月以内に補正することが命じられる。出願人が、所定期間に応答しない場合、又は応答したが補正しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

### 4 登録

方式的要件を満たしていると判断された場合、意匠の登録が認められる。

オーストラリア知的財産庁が意匠登録を認めたことに対して不服のある者は、連邦裁判所に、登録取消請求を行うことができる。無効審判制度は採用されていない。

意匠権の存続期間は、出願日から5年であるが、さらに5年の延長を申請することが可

---

<sup>8</sup> <https://www.ipaustralia.gov.au/patents/understanding-patents/types-patents>

能であるため、最長で出願日から 10 年となる。

## 5 実体審査

意匠の出願に対して登録前には実体的要件の審査は行われないが、登録意匠を被疑侵害者に対して行使しようとする場合には、実体的審査及び認証を受ける必要がある。登録意匠の実体的審査は、当事者若しくは第三者の請求、裁判所の命令、又は登録官の指示により行われる。

実体審査は、意匠出願に係る意匠が意匠法の定める保護対象の範囲内にあるか否か、及び新規性及び識別性を有するか否か等について行われる。新規性及び識別性は、①オーストラリア国内での公然実施、及び②世界中の公知の文献をもとに判断される。但し、①公に認められた博覧会への出品日から 6 か月以内に意匠出願した場合、又は②意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠が公開されたが、公開日から 6 か月以内に意匠出願した場合には、新規性を喪失したものとはみなされない。

実体審査の結果、意匠登録の要件を満たしていると判断された場合には、意匠登録が証明された旨が公告され、審査証明書が発行される。他方、意匠登録の要件を満たしていないと判断された場合には、意匠登録が取り消される。

## 6 侵害

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、オーストラリア国内で、意匠実施行為（登録意匠と同一である、又は全体的印象として実質的に類似する意匠が用いられた物品を、製造、輸入、使用、販売、賃貸、販売申出、賃貸申出等する行為）を行った者は、意匠権侵害の責任を負わなければならない。

意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

意匠権侵害訴訟は、侵害地の連邦裁判所又は州上級裁判所が管轄する。

訴訟時効は、侵害行為時から 6 年である。

意匠権を行使するにあたり、意匠登録番号等を表示する必要は無い。

オーストラリアでも、米国と同様に、「トレード・ドレス」（Trade Dress）の概念が認められており、これによる法的保護を受けられる可能性がある。これは、未登録で出所を表示するものであり、例えば、商品のパッケージや、サービスのビジネス事業者の全体的イメージ等を含む概念である。トレード・ドレスの主張は、もともとはコモン・ローに基づくものであるが、その考え方は、1975 年「取引慣行法」及びその後の 2010 年「競争・消費者法」に取り入れられている。

## V 商標

### 1 概要

商標とは、「ある者が商取引において提供する商品・サービスを、他の者が提供する商品・サービスから識別するために使用する標識」をいう。色彩、音、香りについても、商標の対象として認められる。

オーストラリアでは、立体商標、証明商標、団体商標、防護商標、連続商標が認められている。

## 2 出願

オーストラリア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、オーストラリア国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、オーストラリア国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、英語である。

オーストラリアは、先願主義及び一商標多区分制を採用している。出願公開制度は採用されていない。

商標出願時には、商標を実際に使用している必要は無いが、商標を使用する誠実な意図を有することは必要である。

オーストラリアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟しているため、マドプロ出願によりオーストラリアでの商標登録を受けることができる。また、オーストラリアは、ニース分類を採用している。

オーストラリアでは、小売等役務（第35類）も認められている。

## 3 審査

商標出願に対しては、①方式審査、並びに②不登録事由の有無について実体審査が行われる。不登録事由としては、①識別力が無いこと、②公序良俗に反すること、③出所の混同を生ずるおそれがあること、④国、国際的又は政府間機関の名称、略称、旗章、紋章若しくは記章からなること、⑤他人の登録商標と同一又は類似であり、同一又は類似の商品について使用されることが挙げられる。

商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

審査官が、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付される。これに対し出願人が通知日から15か月以内（請求により6か月の延長可能）に応答せず、又は拒絶理由を解消できなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶査定に対し、出願人は、連邦裁判所に対して不服申立てを行うことができる。

## 4 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立てのため出願内容が公告される。出願公告日から2か月間、誰からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録

証が発行される。

オーストラリア知的財産庁が商標登録を認めたことに対して不服のある者は、連邦裁判所に、登録取消請求を行うことができる。無効審判制度は採用されていない。

登録商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。更新の申請は、期間満了前の 12 か月以内に行う必要がある。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠をオーストラリア知的財産庁に提出する必要は無い。但し、登録商標が 3 年以上使用されていないときは、第三者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

商標出願及び商標権は、事業の譲渡とは関係なく、譲渡することが可能である。

## 5 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、オーストラリア国内で、商標使用行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標使用行為としては、以下の行為が挙げられる。即ち、①登録商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を、登録商標の商品又はサービスにつき、商標として使用する行為、②登録商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を、「登録商標の指定商品と同種の商品」、「指定商品と密接に関連するサービス」、「登録商標の指定サービスと同種のサービス」、「指定サービスと密接に関連する商品」につき、商標として使用する行為、③オーストラリア国内で著名な登録商標と実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を、当該登録商標と無関係の商品又はサービスに商標として使用することで、当該商標の使用が商標権者との関連を示すとみられるおそれがあり、商標権者の利益に悪影響を生じるおそれがある行為である。

商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。

商標権侵害訴訟は、侵害地の連邦裁判所、連邦巡回裁判所又は州上級裁判所が管轄する。

訴訟時効は、侵害行為時から 6 年である。

## VI 著作権

### 1 概要

オーストラリアの著作権法は、もともとは、英國著作権法を母法として制定されたものである。その後の幾度もの改正を経て、現在の著作権法に至っている<sup>9</sup>。

オーストラリアはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はオーストラリアでも保護される。

---

<sup>9</sup> 本稿における「著作権」の部分の執筆にあたっては、John Afaras 及び Lucy Hartland 著「オーストラリアにおける著作権に関する法規概要および運用実態」等を参照した。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/12162/>

## 2 著作物

著作物の種類としては、言語、演劇、音楽及び美術がある。言語の著作物には、コンピュータ・プログラム（何らかの方法により表現、固定、具現化又は蓄積された指令又は命令の組み合わせであって、特定の結果を得るためにコンピュータにおいて直接的又は間接的に使用されるもの）が含まれる。

著作物以外の権利対象物としては、録音物、映画フィルム、テレビ・ラジオ放送、著作物の発行版がある。

## 3 著作権

著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。権利の内容は著作物の種類により異なるが、演劇・音楽著作物の著作権の場合は、①著作物を有形的な形式に複製する権利、②著作物を発行する権利、③著作物を公に実演する権利、④著作物を公に送信する権利、⑤著作物の翻案物を作成する権利が認められる。また、著作者人格権も保護される。

著作権の保護期間については、2018年改正著作権法により一部変更され、①文学作品・劇・ミュージカルの場合は、作者の死後70年間、②作者不明の文学作品・劇・ミュージカルの場合は、創作後70年間又は初公開後70年間、③音楽・映像の場合は、創作後70年間又は初公開後70年間とされた<sup>10</sup>。

## 4 無方式主義

オーストラリアでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。したがって、オーストラリアには、著作権登録の制度が存在しない<sup>11</sup>。

「©」マークを著作物に付してもよいが、これは著作権保護の要件ではない。

## 5 侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、オーストラリア国内で、著作権使用行為を行った者は、著作権侵害の責任を負わなければならない。著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。また、被告の得た利益の大きさ・侵害の悪質さ等を考慮し、懲罰的賠償が認められる。

なお、オーストラリアの著作権法は、英国の著作権法の影響から、フェア・ディーリング規定を有する。米国の著作権法のようなフェア・ユース規定は導入されていない。

著作権侵害訴訟は、侵害地の連邦裁判所又は連邦巡回裁判所が管轄する。

訴訟時効は、侵害行為時から6年である。

<sup>10</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/invest\\_08.html](https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/invest_08.html)

<sup>11</sup>

[https://www.copyright.org.au/ACC\\_Prod/ACC/Information\\_Sheets/An\\_Introduction\\_to\\_Copyright\\_in\\_Australia.aspx](https://www.copyright.org.au/ACC_Prod/ACC/Information_Sheets/An_Introduction_to_Copyright_in_Australia.aspx)

なお、著作権法により保護され得る芸術的作品について意匠登録を受けた場合、意匠登録日以降、著作権に基づく権利行使ができなくなる。

## VII 営業秘密

オーストラリアには、営業秘密<sup>12</sup>の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、オーストラリアにおいても、裁判所により、個別具体的な事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

オーストラリアにおいては、「営業秘密」(Trade Secret) は、「秘密情報」(Confidential Information) と同義で用いられている。営業秘密（秘密情報）の守秘義務違反を立証するためには、以下の 4 つの要件を満たす必要がある。即ち、①情報が、単に包括的な文言で示されているのではなく、具体的に特定されていること、②情報が、秘密のものであり、秘密性が維持されていること、③情報をその所有者から受領した際に、情報に対する守秘義務が受領者に課されていたこと、④情報の不正流用が現実に発生し又は不可避な状況にあることである<sup>13</sup>。

営業秘密（秘密情報）の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、衡平法（エクイティ）に基づき守秘義務が認められる場合、具体的な状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。

営業秘密（秘密情報）を侵害された者は、侵害者に対し、特定履行の順守、損害賠償等の責任を追及することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用があり、悪質な事案においては、懲罰的賠償も認められる可能性がある。

## VIII 証称通用（パッシング・オフ）

「証称通用」(passing off) とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will) と呼ばれる。証称通用は、コモン・ローの法制度を探る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。オーストラリアにおいても、英國法の影響から、証称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメ

<sup>12</sup> 本稿における「営業秘密」の部分の執筆にあたっては、Chris Jordan 及び Jessica Spoutsis 著「オーストラリアにおける営業秘密の保護」等を参照した。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/judgment/11816/>

<sup>13</sup> 前掲「オーストラリアにおける営業秘密の保護」を参照。

インネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、オーストラリアで商標登録をしていなくても、オーストラリアにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、である。

英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。オーストラリアでも、英国の判例法とほぼ同じ考え方が採られている。

## IX エンフォースメント

### 1 総説

オーストラリアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止がある。

民事的手段（民事訴訟）を選択することが一般的であるが、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止を求めるることもできる。全ての知的財産権は、実体法又はコモン・ローに基づき民事上の救済を受けることができる。刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止は、主に、商標権侵害・著作権侵害の場合に認められる。

### 2 民事的手段（民事訴訟）

連邦制を採るオーストラリアには、連邦裁判所の系列（連邦裁判所、連邦巡回裁判所）と、州裁判所の系列（州上級裁判所、州中級裁判所、州下級裁判所）とがある。最高裁判所に位置付けられるオーストラリア連邦高等裁判所は、連邦法に関する事件について連邦裁判所からの上訴事件を管轄するだけでなく、州法に関する事件について州上級裁判所からの上訴をも管轄する権限を有する。

知的財産権に関する法律の多くは連邦法であるため、知的財産権に関する訴訟は、主に連邦裁判所又は連邦巡回裁判所で審理される。しかし、州裁判所にも、連邦法に関する民事事件及び刑事事件の管轄が認められている。実際には、特許法や商標法に関する事件の第一審

はシドニー又はメルボルンにある連邦裁判所の単独体（裁判官 1 名）で審理され、その上訴審は連邦裁判所の合議体（裁判官 3 名）で審理されることが多い。また、著作権に関する事件の第一審は連邦巡回裁判所で審理されることが多い<sup>14</sup>。知的財産権侵害事件の大部分が連邦裁判所で審理されている理由としては、①一般に、連邦裁判所の方が知的財産権侵害事件に関し豊富な実績を有すること、②州裁判所の場合は、州ごとに地方の規定、判決の執行方法等に違いがあるため、分かりにくいこと等が挙げられよう。

オーストラリアの裁判所は、知的財産権の侵害事件だけでなく、知的財産権の有効性に関する無効事件も管轄することができる。従って、侵害事件における被告は、当該裁判所において、反訴として、原告の請求の根拠である知的財産権の有効性を争うことができる。

知的財産権侵害訴訟では、侵害論と賠償論を分けて審理する。まず、侵害の有無及び権利の有効性についての審理が行われ、侵害を前提として賠償額の算定について審理が行われる。

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。オーストラリアでは、懲罰的賠償も認められるが、懲罰的賠償が認められるのは、原告の持つ権利に対する意図的な軽視があったとみられる事件に限定される。

民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる（表 1 を参照）。但し、英米法独特の概念が多く、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、理解が難しい面がある。

表 1：オーストラリアにおける暫定的救済手段

用語	定義
仮差止命令	緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令。原告は、訴訟開始前の証拠収集時又は訴訟提起時に、仮差止命令を申し立てることができる。仮差止命令を出してもらうためには、一応の侵害の事実（Prima Facie Case）の存在、仮差止命令が出されないと金銭的に回復不能の損害を生じる可能性があること等を立証しなければならない。
anton・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の検索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である Anton

<sup>14</sup> 前掲「侵害ガイド」14～15 頁。

	Piller KG v. Manufacturing Processes (1976) が先例となっている。
--	--

### 3 刑事的手段（刑事訴訟）

オーストラリアにおける知的財産権侵害に対する刑事的手段については、オーストラリア連邦警察が権限を行使することができる。

刑事的手段（刑事訴訟）の対象は、主に、商標権侵害及び著作権侵害の場合に限られている。

オーストラリアでは、犯罪は、①略式手続の対象となるもの、②正式起訴手続の対象となるものの 2 つに分類される。登録商標の偽造又は除去、虚偽表示、偽造のための器具等の製造、偽造のための商標の描画行為、偽造のための器具や画像の所持、偽造商標を付した商品の販売等の事案においては、①略式手続の対象となる場合は、12か月以下の禁固、60 単位<sup>15</sup>（約 18,000 円）以下の罰金又はこれらの併科とされている。②正式起訴手続の対象となる場合は、5 年以下の禁固、550 単位（約 982 万円）以下の罰金又はこれらの併科とされている。実際には、商標権侵害者に対する処罰としては、罰金刑が科されることが多く、禁固刑が科されることはある。

### 4 税関での差止

オーストラリアにおける税関での差止の担当行政機関は、税関にあたるオーストラリア国境警備（ACF）である。

商標権者及び著作権者にとって、税関での差止は有効な手段であるといえる。即ち、商標権者及び著作権者は、あらかじめ、自己の権利を税関に登録しておくことが望ましい。そして、被疑侵害物品がまさに輸入されようとしているとき、商標権者及び著作権者としては、申請書を税関に提出することにより、商標権侵害物品・著作権侵害物品の水際での差止め・摘発が可能である。

税関での差止の大まかな流れは、①税関は、被疑侵害物品を発見した場合、輸入者及び権利者に文書で通知する、②輸入者は、通知日から 10 営業日以内に、通関申請又は貨物の放棄を行う（税関は、10 営業日以内に輸入者からの連絡を受けなかった場合、自動的に当該貨物を没収する）、③（輸入者が通関申請を行ったとの税関からの通知を受けて、）権利者は、権利行使のため、裁判所から処分命令を受ける、④裁判所が、非侵害との判断を下した場合は、通関が許可され、他方、侵害との判断を下した場合は、侵害品の没収（廃棄、寄付等）が命じられる<sup>16</sup>。

なお、税関での差止を申し立てた権利者は、被疑侵害物品の輸入差止に関する費用の担保を要求されることがある。

<sup>15</sup> 罰金の単位は、3 年ごとに金額が改定される。

<sup>16</sup> 前掲「侵害ガイド」22～23 頁。

## X おわりに

以上、オーストラリアの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるオーストラリアにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、オーストラリアの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。①豊富な鉱物資源を有するオーストラリアは、CPTPP の締約国であり、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②オーストラリアで知的財産権侵害対策をとることにより、中国で製造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、オーストラリアの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15152』（経済産業調査会、2020 年、原題は「世界の知的財産法 第 32 回オーストラリア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。